

平成31年度

事務事業評価シート

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名		
01	04	01	07	144280	公害防止対策事業費		
総合計画	分野	02 暮らし		政策	01 環境の保全		
	施策	03 公害の防止					
目的	公害の発生防止のため、工業団地等における騒音、悪臭等の定期的な監視や河川、工業排水等の水質検査等を実施するほか、事業所への指導、食品等の放射性物質濃度の測定を実施する。						
対象	公害防止関係法令対象事業所、公害防止協定締結事業所、公害原因となり得る事業所、苦情地点、河川						
意図	法令遵守、社会規範の尊重を推進することにより、公害発生がなくなる						
事業概要	環境各種測定(大気、水質、騒音、振動) 4,335千円						
	放射能に関する測定(空間放射線量、放射性物質濃度) 1,946千円						
	公害防止対策(公害法令、公害防止協定、水質事故等) 2,745千円						
	化成場悪臭公害対策 659千円						
市民参加の有無	対象外						
市民協働の形態	共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定	後援・協賛	補助・助成	委託	
活動指標			単位	区分	H30	H31	R02
1	悪臭測定	箇所	計画		20.00	20.00	
			実績		0.00	3.00	
2	水質測定河川・公害防止協定締結事業所、騒音、振動測定	地点	計画		91.00	96.00	
			実績		91.00	92.00	
3	公害防止関係法令に基づく事業所立入調査	事業所	計画		42.00	41.00	
			実績		43.00	39.00	
成果指標			単位	区分	H30	H31	R02
1	悪臭苦情件数	件	目標		25.00	25.00	
			実績		52.00	54.00	
2	公害防止関係法令基準公害防止協定基準遵守率	%	目標		100.00	100.00	
			実績		90.90	96.00	
3			目標				
			実績				
成果指標の達成度		目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析(成果指標を設定しない場合は、その理由を記載)		
<p>悪臭に関する苦情件数は化製場の操業に伴うものであり、現在、改善勧告を発令し改善指導を行っている最中で、改善計画に基づき臭気処理設備を導入したが、技術的な部分で設備の調整不足等に伴う臭気処理不足が生じたため、また猛暑であったことから、大きな増加とはならなかったものの一定の苦情が発生したものと考えられる。</p> <p>公害防止関係法令基準・公害防止協定基準遵守率については、各定められている基準を準遵守するよう立入や通知により指導を行ったところであるが、4事業所で基準を超過した。</p>		
目的妥当性	公共関与の妥当性	公害防止関係法令対象事業所への調査・指導は法律で自治体が行うことと規定されている。また、公害防止協定締結事業所、公害原因となり得る事業所及び苦情地点への調査・指導や河川水質・騒音・振動などの測定業務、水質事故等への対応、岩石・砂利採取法、自然公園法、鳥獣保護法、化製場等に関する法律、及びこれらに関連する県条例に規定する事務について実施すべき機関・団体が無い。
	妥当である	
	見直し余地がある	
	妥当でない	
有効性	成果の向上余地	化製場に起因する悪臭公害については、臭気処理施設等の導入や改修、使用方法等の見直しと維持管理の徹底に関する指導することで、臭気対策が向上し苦情件数が減少すると思われる。一般事業所等については、公害防止関係法令や公害防止協定の基準違反者に対し、指導を徹底することで公害防止に努める。
	向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	岩手県からの権限移譲事務は、県に準拠する必要があるため、その事業費や人件費に削減の余地はない。また、各種公害関係や自然環境の測定・調査は公害の発生・拡散防止に不可欠であることのほか、市民の放射能汚染に伴う不安解消のため、放射性物質測定所の継続が必要であり、現在の事務経費に削減の余地がない。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある	
	どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	事業を実施することにより、公害の発生防止・抑制や自然環境の保全・監視につながり、市民の適正な生活環境を維持していくことに寄与することから適正である。
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある	
総合評価	今年度の振り返り	環境保全のため公害発生を防止することが重要であるが、成果として現れにくいものである。河川水質検査や騒音測定等による自然・生活環境の現状把握、事業所への立入調査と改善指導等、水質事故等の対応、公害防止パトロール、公害に関する苦情相談、その他権限移譲に関する事務、放射性物質濃度測定等を実施することで公害及び発生防止に努めた結果、市民の健康や生活等に影響を及ぼす大きな事故・事件等の発生はなかった。今後も継続して実施する必要がある。
	次年度に向けて	自然・生活環境の測定に関しては、変更の必要性も検討しつつ、定点として経年観察すべきところは継続して実施する。悪臭苦情対策としては、臭気処理の確立を目指すとともに、新工場建設稼働による臭気発生低減により、苦情の減少を目指す。また、事業所への立入やパトロール、定期報告や届出の提出時、苦情時などにおける指導により、公害発生を未然に防止する。